

## 東北町における女性活躍推進法に基づく第3次特定事業主行動計画

令和8年4月1日  
東北町長  
東北町議会議長  
東北町教育委員会  
東北町選挙管理委員会  
東北町監査委員  
東北町農業委員会

東北町における女性活躍推進法に基づく第3次特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、東北町長、東北町議会議長、東北町教育委員会、東北町選挙管理委員会、東北町代表監査委員、東北町農業委員会及び東北町上下水道事業管理者が策定する特定事業主行動計画である。本計画は東北町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間）に引き続く計画として策定する。

### 1 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

### 2 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、東北町議会事務局、東北町教育委員会事務局、東北町選挙管理委員会事務局、東北町監査委員事務局、東北町農業委員会事務局及び東北町上下水道事業管理者（以下「町長部局等」という。）において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標及び取組を設定する。

なお、次の項目は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げ、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進により、職員

が個性と能力を最大限に発揮できる環境づくりを目指す。

(1) 数値目標

- ①総括主幹から課長補佐に昇格する職員の女性割合を7%以上にする。
- ②配偶者出産休暇、育児参加休暇取得率を100%にする。
- ③男性の育児休業取得率を令和12年までに2週間以上の取得率を85%にする。

(2) 取組内容

- ①総括主幹、課長補佐、課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行うため、女性職員を対象とした研修やセミナー等への参加を働きかける。
- ②配偶者が出産を控えている職員は出産予定日の3か月前までに人事担当部局へ報告するよう周知する。報告があった場合は、当該職員及び所属長等に面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の計画的な取得を促すとともに、各種手当等について情報提供を行う。
- ③ハラスメント等相談窓口について、毎年度、相談窓口担当者の一覧を庁内掲示板等に掲示し、些細なことでも相談するよう周知する。
- ④女性特有の健康課題(※1)により、女性職員が休暇を申し出た場合は、所属長はプライバシー保護に留意するとともに健康上の特性に配慮すること。

(※1) エフ休暇、不妊治療に係る通院等